

廣井官倉に
貢米と納る圖

太閤秀吉も小田原に北条退治の時尾張の國之織田信雄が加勢ありしが兵糧の貯へりて用途大りしが福島正則正吉の時其先蹤にあつて救百間大うし籠三橋と清後の城内に作て多く此兵糧と納りて一又十五年河内遷府の時尾清後の三ツ橋と比度井より多く此兵糧と作て之を治へりしといふも其舊名より今に於て三ツ橋といふ

輔相



第141回
定時株主総会
招集ご通知

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

場所 名古屋市東区中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室

 東陽倉庫株式会社
TOYO LOGISTICS CO., LTD.

証券コード：9306

「もの」づくり、人の「くらし」を支える 東陽倉庫

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、東陽倉庫株式会社の第141回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期における日本経済は、当初、好調な企業収益と雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復傾向で推移しておりましたが、年度半ば以降、米中貿易摩擦および中国経済減速の影響により輸出・生産が伸び悩み、設備投資も増勢が鈍化してきました。さらに、年度終盤には新型コロナウイルスの感染拡大により悪化いたしました。

このような事業環境の中、当社グループの業績は、設備投資や内需が堅調に推移したことにより、営業収益296億円、経常利益16億円、当期純利益10億円となりました。営業収益は7期連続で過去最高、経常利益は7期連続増益、かつ過去最高となりました。

株主の皆様への利益還元といたしましては、今後の事業展開、財務体質の強化、および、連結経営成績を勘案し、期末配当金を1株あたり4円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金(1株あたり4円)とあわせまして、当期の年間配当金は1株あたり8円となり、3期連続増配となります。

当社グループは、『「もの」づくり、人の「くらし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に今まで以上に役立つことを目指し、持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月
代表取締役社長 武藤正春



目次

株主の皆様へ	1
【重要】新型コロナウイルス感染症対策について	2
招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	15
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34
株主メモ	37
株主総会会場ご案内図	末尾

2020年6月4日

株主の皆様へ

東陽倉庫株式会社

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

来る6月25日（木）に当社第141回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記の通りご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

1. 株主様へのお願い

- ・感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、**書面またはインターネットによる議決権行使**を強く推奨申しあげます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

2. ご来場される株主様へ

- ・当日は、ご来場の皆様の体温の確認装置を設置し、発熱があると認められる場合、検温をさせていただきます。発熱があると認められる株主様の入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場内でのマスクの常時ご着用と、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・株主様の安全を第一に考え、感染リスク低減のため、座席を例年よりも間隔をあけて配置いたします。これに伴い、座席数が少なくなることから、ご入場をお断りする場合がございますのでご容赦願います。
- ・本年の株主総会に限り、**お土産の配布を見合わせます。**

3. 当社の対応について

- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・事務局員は、マスクを着用してご対応させていただきます。

4. その他

- ・今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社企業情報サイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/news/index.html>) にてお知らせいたします。

以上

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

(証券コード：9306)
2020年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 武藤正春

第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、5～6頁のご案内に従って、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2	場 所	名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 東陽倉庫株式会社 本店7階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3	目的事項	報告事項 第141期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限 付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

[当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ]

1. 「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[株主総会にご来場いただく株主様へのご案内]

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**2020年6月25日（木曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2020年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで**



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2020年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

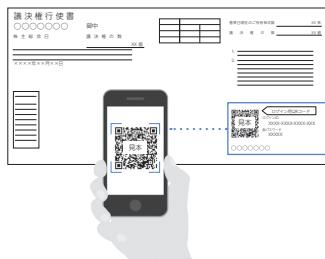
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

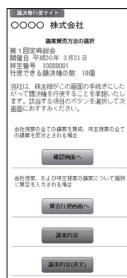
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



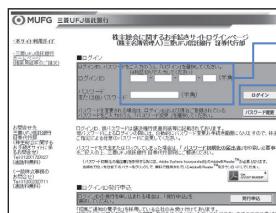
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

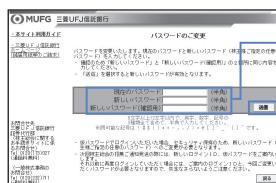
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業グループとしての連結経営業績および今後の諸策の展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当額は、普通株式1株につき金8円、前期より50銭の増配となり、3期連続増配となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円 配当総額は152,884,024円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しら いし よし たか 白 石 好 孝 (1945年8月21日生)	1983年7月 当社入社 1994年6月 当社取締役倉庫部長 2000年6月 当社代表取締役常務取締役 2002年6月 当社代表取締役専務取締役 2004年6月 当社代表取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 伏見興産株式会社代表取締役 [取締役候補者とした理由] 2006年から2012年まで社長、2012年から会長として取締役会の議長を務めております。当社における豊富な業務経験、グループ経営全般、物流企業の経営全般および管理・運營業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	121,067株
	再 任		
2	む とう まさ はる 武 藤 正 春 (1952年3月19日生)	2003年12月 当社入社 執行役員 2004年1月 当社常務執行役員 2004年6月 当社取締役常務執行役員 2009年6月 当社代表取締役常務執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、東京営業本部長、国内営業本部長、国際営業本部長を経て、2012年から社長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運營業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	154,269株
	再 任		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わた なべ まこと 渡 邊 誠 (1963年1月6日生) 再 任	1986年 4月 当社入社 2012年 6月 当社経理部長 2014年 6月 当社執行役員 2016年 6月 当社取締役執行役員 2018年 6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理部長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に会計業務に従事し、現在執行役員管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	20,414株
4	くろ だ じょう じ 黒 田 城 児 (1961年4月6日生) 新 任	1984年 4月 当社入社 2011年 6月 当社執行役員 2016年 6月 東陽物流株式会社執行役員 2018年 6月 同社上席執行役員（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に国際物流事業に従事し、輸出部長、海運部長を務めたのち、現在東陽物流株式会社上席執行役員を務めております。当社グループにおける豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者としました	26,742株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	いち はし こう いち ろう 市 橋 弘 一 郎 (1955年8月26日生) 再任 社外 独立	1999年6月 神野臨海株式会社取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神野臨海株式会社代表取締役社長 [社外取締役候補者とした理由] 神野臨海株式会社の専務取締役を経て、現在同社代表取締役社長を務め、企業経営に携わっており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。	0株
6	みづ なに こう じ 水 谷 康 二 (1954年12月5日生) 新任 社外 独立	2009年4月 東洋熱工業株式会社執行役員 2010年4月 同社上席執行役員 2020年4月 同社常勤顧問(現任) (重要な兼職の状況) 東洋熱工業株式会社常勤顧問 [社外取締役候補者とした理由] 東洋熱工業株式会社の上席執行役員を経て、現在同社常勤顧問を務め、企業経営に携わっており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、社外取締役候補者となりました。	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 市橋弘一郎および水谷康二の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏が取締役に就任された場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、市橋弘一郎氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として現在届け出ております。
- (2) 市橋弘一郎および水谷康二の両氏は、当社の「社外役員の独立性基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
- (3) 市橋弘一郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (4) 責任限定契約の概要

当社は、市橋弘一郎および水谷康二の両氏が取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当社と市橋弘一郎氏とは、当該契約を現在締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

<ご参考>

当社の「社外役員の独立性基準」

金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- (2) 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
- (3) 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
- (4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6) 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
- (7) 当社の社外役員としての任期が12年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいいます。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいいます。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益（連結営業費用）の5%を超える取引先をいいます。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいいます。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示いたします。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

加藤申明氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、早川恵久氏は監査役近藤克麿および入谷正章の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
1	かとうのぶあき 加藤伸明 (1960年5月30日生)	1985年12月 当社入社 2015年4月 当社コンプライアンス統括室長(現任) 2018年4月 当社監査室長(現任)	7,275株
2	はやかわやすひさ 早川やす久 (1951年2月10日生)	1969年4月 名古屋国税局入局 2009年7月 名古屋国税局課税第二部部长 2011年8月 税理士登録 2011年9月 早川税理士事務所所長(現任) 2016年6月 トランコム株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 早川税理士事務所所長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 早川恵久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
 早川恵久氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について
 当社は、早川恵久氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
 4. 早川恵久氏は、当社の「社外役員の独立性基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において、年額180百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は7名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く。）は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当社は、対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (3) 上記(2)の定めにかかわらず、当社は、役務提供期間中に、対象取締役が当社子会社の代表取締役社長を兼務する、又は、対象取締役の勤務地が当社の海外拠点若しくは当社の海外子会社となる場合には、

譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、当初、好調な企業収益と雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復傾向で推移しておりましたが、年度半ば以降、米中貿易摩擦および中国経済減速の影響により輸出・生産が伸び悩み、設備投資も増勢が鈍化してきました。年度終盤には、新型コロナウイルスの感染が拡大し、経済活動の停滞、個人消費の落ち込みなど、悪化いたしました。

物流業界の貨物取扱量は、国内貨物は、年間を通じて堅調に推移しました。輸出貨物は中国向けの自動車部品、産業機械等が減少しました。一方、輸入貨物はオーストラリアからの鉄鉱石、中東からのLNGが減少しました。

このような環境の中、当社グループは、①運送体制と流通拠点の強化による3PL物流の推進、②海外拠点の拡充を含めたグローバルな業務の強化、③不動産賃貸料等の安定収入の拡大を進めてまいりました。

この結果、連結営業収益は296億6千1百万円となり、6億9千9百万円（前期比2.4%増）の増収となりました。連結経常利益は16億1千1百万円となり、9千3百万円（前期比6.2%増）の増益となりました。特別損益等を加減いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は10億4千万円（前期比1.9%増）となり、1千9百万円の増益となりました。

業績ハイライト（連結）

営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
29,661百万円	1,272百万円	1,611百万円	1,040百万円
前連結会計年度比2.4%増	前連結会計年度比3.9%増	前連結会計年度比6.2%増	前連結会計年度比1.9%増

物流事業 営業収益

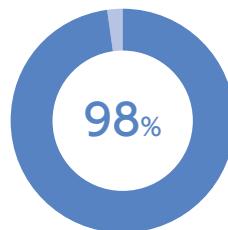
29,098百万円

前連結会計年度比2.4%増

主要な事業内容

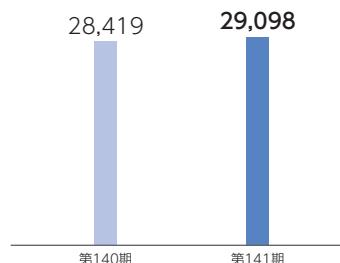
日本国内および外国との取引で発生する貨物の取扱（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



倉庫業務においては、日用品および化学工業品を中心に保管残高が増加したことなどにより、堅調に推移しました。陸上運送業務においても年間を通じて前年を上回る水準で推移しました。配送センター業務においては、尾張西営業所（愛知県弥富市）および犬山営業所（愛知県犬山市）が期初より業績に大きく寄与しました。

港湾運送業務においては、船内荷役および沿岸荷役の取扱いが年間を通じて低調に推移しました。国際輸送業務においては、前年並みに推移していましたが、年度後半に入り減速しました。

この結果、物流事業の営業収益は290億9千8百万円（前期比2.4%増）、経常利益は16億2千万円（前期比1.7%増）となりました。

(単位：千トン)

取 扱 高 の 状 況	前 期 2018年4月～ 2019年3月	当 期 2019年4月～ 2020年3月	増 減
倉 庫 貨 物 取 扱 高	2,725	2,688	△36 (△1.4%)
倉庫貨物期中平均月末残高	204	203	△1 (△0.6%)
港 湾 貨 物 総 取 扱 高	1,388	1,185	△202 (△14.6%)
陸 上 運 送 取 扱 高	2,215	2,469	253 (11.4%)

不動産事業

営業収益

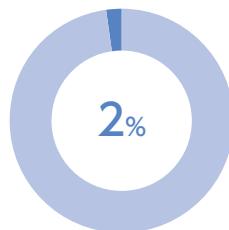
565百万円

前連結会計年度比3.7%増

主要な事業内容

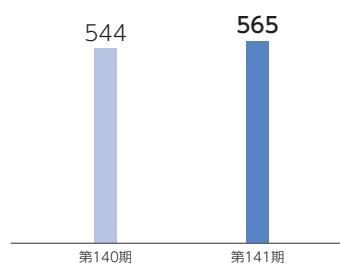
所有する建物、土地等の賃貸を主な
業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



不動産事業においては、賃貸オフィス等が効率よく稼働しました。また、時間貸駐車場は、年度終盤、新型コロナウイルスの感染拡大による影響があったものの、期間を通じて高水準で稼働しました。

この結果、不動産事業の営業収益は5億6千5百万円（前期比3.7%増）、経常利益は2億4千3百万円（前期比14.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は17億4百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 物流施設用地の取得

所在地 名古屋市市中川区

面積 約6,000㎡ 取得日 2020年1月

② 配送力増強、保管効率増強、既存施設の維持更新等に関する投資

(3) 資金調達状況

設備投資に要する資金は、自己資金および金融機関等からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望しますと、新型コロナウイルスの感染拡大は、人・モノの動きを世界的に遮断し、経済活動を抑制し、収束後も経済の低迷が長期化しかねない状況にあります。また、企業の業況感は大幅悪化の様相を呈しております。さらに、各国の政策や国際金融市場の動向、地政学的リスクなど不確実性がより一層高まり、先行き下押し圧力の強い状況が続くものと思われま

す。物流業界においては、トラック運転手の減少と高齢化、労働環境の改善への社会的要請、CO2の削減や環境負荷の低減、自然災害など様々な課題への対応が求められております。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、物流現場のオペレーションやサプライチェーンへの影響が懸念されております。

このような状況の中、当社グループは、物流事業において、引き続き配送センターを拡充し3PL物流を推進し、また、今後ますます物流ニーズの高まりが予想されるアジアでの面的展開を進めてまいります。また、不動産事業において、引き続き保有資産の運用効率の向上を図ってまいります。更に、経営資源の効率化を推進するとともに、なお一層の業務品質向上を図り、業容の拡大に努めてまいります。

当社グループは、『「もの」づくり、人の「くらし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に役立つことを目指し、不断の努力により持続的成長を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。また、「共生・健全・発展」を基本とした当社グループ倫理規範の徹底により、社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	第138期 2016年4月～ 2017年3月	第139期 2017年4月～ 2018年3月	第140期 2018年4月～ 2019年3月	第141期 2019年4月～ 2020年3月
営業収益 (百万円)	25,845	27,144	28,962	29,661
経常利益 (百万円)	1,060	1,269	1,517	1,611
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	736	884	1,020	1,040
1株当たり当期純利益 (円)	19.34	23.21	26.76	27.25
純資産 (百万円)	17,877	18,712	19,244	19,859
総資産 (百万円)	38,888	40,869	41,628	41,320

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第140期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)により、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示することといたしました。また、第139期以前の総資産額も同様に遡及して修正しております。



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東陽物流株式会社	50百万円	100.0%	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な営業所

当 社	本社：名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA,INC.（アメリカ合衆国）
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国）
TOYO LOGISTICS(S) PTE.LTD.（シンガポール共和国）
TOYO LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.（タイ王国）
TOYO SOKO (THAILAND) CO.,LTD.（タイ王国）
TOYO LOGISTICS (MYANMAR) CO.,LTD.（ミャンマー連邦共和国）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
754名 (680名)	41名増

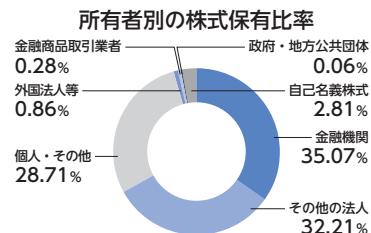
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,639百万円
株式会社中京銀行	1,781百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,308百万円
株式会社愛知銀行	1,235百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 39,324,953株
(自己株式1,103,947株を含む)
- (2) 株主数 4,549名
- (3) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ダイセー倉庫運輸株式会社	1,800	4.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,587	4.15
株式会社中京銀行	1,432	3.75
株式会社三菱UFJ銀行	1,270	3.32
伏見興産株式会社	1,174	3.07
第一生命保険株式会社	1,172	3.07
株式会社愛知銀行	1,045	2.73
中京テレビ放送株式会社	1,000	2.62
明治安田生命保険相互会社	976	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	873	2.28

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
白石好孝	代表取締役会長	伏見興産株式会社 代表取締役
武藤正春	代表取締役社長	—
伊木善秀	取締役（常務執行役員 国際営業本部長）	—
青山章	取締役（常務執行役員 国内営業本部長）	—
渡邊誠	取締役（執行役員 管理本部長）	—
山本昭人	取締役（執行役員 東京営業本部長）	—
今井和光	取締役	東陽物流株式会社 代表取締役社長
長田博	社外取締役	—
市橋弘一郎	社外取締役	神野臨海株式会社 代表取締役社長
森真悟	常勤監査役	—
近藤克麿	社外監査役	近藤克麿公認会計士事務所 所長
入谷正章	社外監査役	入谷法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役長田博および市橋弘一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役近藤克麿および入谷正章の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役近藤克麿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 2020年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。
- | | | |
|------|-----------|------|
| 執行役員 | 不動産部長 | 若山英二 |
| 執行役員 | 国際部長 | 日高公司 |
| 執行役員 | 海運部長 | 小川正司 |
| 執行役員 | トランクルーム部長 | 福田章男 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 払 総 額	摘 要
取 締 役	8名	99百万円	内、社外取締役 2名 4百万円
監 査 役	3名	16百万円	内、社外監査役 2名 5百万円
合 計	11名	116百万円	—

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役今井和光氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長田 博

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回出席し、当社の経営効率化と事業リスクの観点から審議事項につき、必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 取締役 市橋 弘一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、神野臨海株式会社と物流サービスの取引関係があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち全て出席し、会社経営者としての豊富な経験および識見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 監査役 近藤克磨

ア. 重要な兼職先と当社との関係
開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち15回、監査役会16回のうち15回出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④ 監査役 入谷正章

ア. 重要な兼職先と当社との関係
開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち全て、監査役会16回のうち全て出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	27百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制、その運用状況の概要および方針

(1) 会社の体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的使命を果たします。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会および各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議します。
- (3) 当社の代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めます。
- (4) 重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令および定款への適合性を調査・検討することにより、役職員の職務の執行の適合性を確保します。
- (5) 各組織の職務分掌および職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図ります。
- (6) 内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款および社内規程等を逸脱する行動について、早期に把握し、解決を図ります。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、当社総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握および対応策の検討について審議し、当社の代表取締役社長に報告します。
- (2) 財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした当社グループ体制を整えています。
- (3) 安全、品質、環境等のリスクおよび法令順守については、内部統制委員会および安全・品質委員会において定期的に見直しを行い、対策を講じるよう管理します。
- (4) 大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定および見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保します。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める危機管理体制を整えることとしています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を取っています。
- (2) 執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しています。
- (3) 予算制度により資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会および各種会議体に適切に付議します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
- (2) 当社の役員が当社子会社の役員を兼任することにより、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
- (3) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社子会社の財務および事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行います。
- (4) 当社は、当社子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けるとともに、定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題点の把握に努めます。
- (5) 当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の経営状況および財務状況について定期的な報告を義務付けています。
- (6) 当社子会社の代表取締役社長は、当社の取締役を兼務し、当社取締役会において、事業の経過、財産の状況およびその他の重要な事項について、定期的に報告をします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合の補助使用人に関する事項ならびに補助使用人の取締役からの独立性および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 現在、補助使用人は配置していませんが、必要に応じて、補助使用人を置くこととします。補助使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 補助使用人は、他部署の使用人を兼務できず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、取締役等および使用人に対して報告を求めることができます。
- (2) 取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社の監査役に報告を行います。
- (3) 監査室およびコンプライアンス統括室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンスリスク、リスク管理等について、当社の監査役に報告を行います。
- (4) 当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の処理に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (2) 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

⑨ 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役、監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。
- (2) 監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法および付随する基準等ならびに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しています。
- (2) 内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会を中心として行っています。
- (3) 内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追求し、改善を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 主な会議の開催状況について

取締役会は、16回開催、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めてきました。

監査役会は16回、内部統制委員会は2回開催しました。

本部長会、執行役員会は、毎月開催し、業務執行全般について討議を行いました。

② コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス統括室を中心に、安全・品質委員会を通じて法令順守の徹底を図りました。

③ 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループ会社の十分な管理を実施するため、グループ会社へ取締役および監査役の派遣、関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務の適正の確保に努めております。また、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

④ 損失の危険の管理に対する取り組み

危機管理規程、事業継続計画に基づき、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの見直し、リスクの対応策の進捗状況を確認しました。

また、事業継続計画の定期的な見直しの実施、および、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、「新型コロナウイルス感染症対策に関する行動計画」の見直しを開始しました。

⑤ 監査役が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は、当社の取締役会、執行役員会、子会社の取締役会等重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査役の意見を述べて、職務執行者と監査役との意思疎通が図られております。

また、常勤監査役は、会計監査人と8回ミーティングを実施、社外取締役および社外監査役と3回ミーティングを実施し、情報交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元は、最重要政策のひとつとして考え、安定配当の維持を基本としながら、配当性向、将来の事業展開のための内部留保の充実など総合的に勘案し決定しております。

(注) 本事業報告は、金額、トン数および持株数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 140 期 2019年3月31日 現在	第 141 期 2020年3月31日 現在	科 目	第 140 期 2019年3月31日 現在	第 141 期 2020年3月31日 現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	11,528	11,202	流 動 負 債	7,291	6,893
現金及び預金	3,805	4,263	支払手形及び営業未払金	2,291	1,901
受取手形及び営業未収入金	6,994	6,208	短期借入金	3,155	3,172
リース債権及びリース投資資産	97	97	未払法人税等	244	286
原材料及び貯蔵品	142	105	賞与引当金	280	296
その他	490	529	その他	1,319	1,237
貸倒引当金	△1	△1	固 定 負 債	15,092	14,567
固 定 資 産	30,100	30,118	長期借入金	10,475	10,153
有形固定資産	20,471	20,821	リース債務	992	884
建物及び構築物	10,208	9,964	繰延税金負債	575	504
機械装置及び運搬具	909	842	役員退職慰労引当金	32	32
工具、器具及び備品	600	546	執行役員退職慰労引当金	1	1
土地	8,655	9,274	退職給付に係る負債	2,280	2,186
リース資産	53	45	資産除去債務	115	117
建設仮勘定	44	148	その他	620	687
無形固定資産	349	300	負 債 合 計	22,384	21,461
投資その他の資産	9,279	8,995	(純 資 産 の 部)		
投資有価証券	6,520	6,200	株 主 資 本	18,611	19,361
長期貸付金	27	22	資 本 金	3,412	3,412
リース債権及びリース投資資産	1,164	1,067	資 本 剰 余 金	2,186	2,191
差入保証金	748	879	利 益 剰 余 金	13,281	14,017
繰延税金資産	627	640	自 己 株 式	△269	△259
その他	193	188	その他の包括利益累計額	632	498
貸倒引当金	△2	△2	その他有価証券評価差額金	899	717
			退職給付に係る調整累計額	△266	△218
資 産 合 計	41,628	41,320	純 資 産 合 計	19,244	19,859
			負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,628	41,320

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 140 期 2018年4月1日～ 2019年3月31日	第 141 期 2019年4月1日～ 2020年3月31日
営業収益	28,962	29,661
営業原価	26,874	27,521
営業総利益	2,088	2,140
販売費及び一般管理費	863	867
営業利益	1,224	1,272
営業外収益	339	377
受取利息	1	4
受取配当金	105	109
持分法による投資利益	186	186
助成金収入	7	4
その他	39	72
営業外費用	46	38
支払利息	44	35
その他	2	2
経常利益	1,517	1,611
特別利益	28	8
固定資産売却益	10	8
受取保険金	18	—
投資有価証券売却益	0	—
特別損失	117	141
投資有価証券評価損	1	107
減損損失	—	16
固定資産除売却損	2	14
投資有価証券売却損	94	3
災害による損失	18	—
投資有価証券清算損	0	—
税金等調整前当期純利益	1,428	1,477
法人税、住民税及び事業税	436	495
法人税等調整額	△28	△57
当期純利益	1,020	1,040
親会社株主に帰属する当期純利益	1,020	1,040

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 140 期 2019年3月31日 現在	第 141 期 2020年3月31日 現在	科 目	第 140 期 2019年3月31日 現在	第 141 期 2020年3月31日 現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	10,289	9,626	流 動 負 債	7,376	6,792
現金及び預金	3,265	3,419	営業未払金	3,004	2,478
受取手形	19	5	短期借入金	—	300
電子記録債権	203	194	1年内返済予定の長期借入金	3,155	2,872
営業未収入金	6,134	5,332	リース債務	108	108
リース債権及びリース投資資産	97	97	未払金	397	360
原材料及び貯蔵品	136	100	未払費用	54	55
前払費用	85	126	未払法人税等	216	207
立替金	344	328	前受金	104	109
未収入金	0	18	預り金	64	46
その他の金	4	4	賞与引当金	113	121
貸倒引当金	△1	△1	その他の他	157	132
固 定 資 産	27,014	27,029	固 定 負 債	13,595	13,079
有 形 固 定 資 産	19,176	19,605	長期借入金	10,475	10,153
建物	9,469	9,298	リース債務	992	884
構築物	273	270	繰延税金負債	691	613
機械及び装置	308	277	退職給付引当金	870	859
車両及びその他の陸上運搬具	25	21	役員退職慰労引当金	32	32
工具、器具及び備品	590	531	長期預り保証金	498	502
土地	8,410	9,029	資産除去債務	29	30
リース資産	53	45	その他の他	3	3
建設仮勘定	43	131	負 債 合 計	20,971	19,871
無 形 固 定 資 産	331	278	(純 資 産 の 部)		
ソフトウェア	131	105	株 主 資 本	15,455	16,083
電話加入権	9	9	資 本 金	3,412	3,412
施設利用権	7	7	資 本 剰 余 金	2,186	2,191
リース資産	182	154	資 本 準 備 金	2,134	2,134
ソフトウェア仮勘定	0	0	その他資本剰余金	52	56
投資その他の資産	7,506	7,145	利 益 剰 余 金	10,125	10,739
投資有価証券	4,513	4,174	利 益 準 備 金	518	518
関係会社株式	1,146	1,146	その他利益剰余金		
出資	1	1	別 途 積 立 金	2,453	2,453
関係会社出資金	62	62	固定資産圧縮記帳積立金	1,758	1,692
リース債権及びリース投資資産	1,164	1,067	繰越利益剰余金	5,394	6,075
長期貸付金	19	16	自 己 株 式	△269	△259
破産更生債権等	0	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	876	699
長期前払費用	5	0	その他有価証券評価差額金	876	699
差入保証金	478	562	純 資 産 合 計	16,331	16,783
その他の他	116	116	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,303	36,655
貸倒引当金	△2	△2			
資 産 合 計	37,303	36,655			

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	第 140 期 2018年4月1日～ 2019年3月31日	第 141 期 2019年4月1日～ 2020年3月31日
営 業 収 益	22,281	22,270
営 業 原 価	20,657	20,550
営 業 総 利 益	1,624	1,719
販売費及び一般管理費	693	693
営 業 利 益	930	1,025
営 業 外 収 益	462	406
受取利息及び受取配当金	449	373
そ の 他	13	32
営 業 外 費 用	46	38
支 払 利 息	44	35
貸倒引当金繰入額	△0	△0
そ の 他	1	2
経 常 利 益	1,346	1,393
特 別 利 益	19	0
固 定 資 産 売 却 益	1	0
受 取 保 険 金	17	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	—
特 別 損 失	113	137
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	107
減 損 損 失	—	16
固 定 資 産 除 売 却 損	1	10
投 資 有 価 証 券 売 却 損	94	3
災 害 に よ る 損 失	15	—
投 資 有 価 証 券 清 算 損	0	—
税 引 前 当 期 純 利 益	1,252	1,255
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	331	366
法 人 税 等 調 整 額	△23	△30
当 期 純 利 益	945	919

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井	淳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤	繁紀	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤	繁 紀 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	森 真 悟	㊟
社外監査役	近 藤 克 磨	㊟
社外監査役	入 谷 正 章	㊟

以 上

招 集 通 知

参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 メ モ

株主メモ

事業年度：4月1日から翌年3月31日まで

剰余金の配当の基準日：期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

定時株主総会：6月下旬

単元株式数：100株

公告の方法：当社ホームページ
(<http://www.toyo-logistics.co.jp/>)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先：〒137-8081

新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)

特別口座管理機関：〒168-0063

東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

上 場 市 場：東京証券取引所

名古屋証券取引所 (各市場第一部)

お知らせ

1. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申し出先について

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
- 証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) にお申し出ください。

2. 未払配当金のお支払いについて

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-232-711) にお申し出ください。

3. 配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。

なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。確定申告をされる株主様は大切に保管ください。

4. 株式等に関するマイナンバーお届出について

株式等の税務関係の手続きに関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引のある証券会社等までお問い合わせください。
- 証券会社とお取引がない株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) までお問い合わせください。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
電話 (052) 581-0251



お願い 会場付近の駐車場が限られておりますので、公共交通機関をご利用のうえ、会場までお越しくださいようお願い申し上げます。

交通

- | | | |
|-------|------------------|----------|
| ・地下鉄 | 「名古屋駅」 (東山線・桜通線) | 下車徒歩約20分 |
| | 「伏見駅」 (鶴舞線・東山線) | 下車徒歩約15分 |
| | 「大須観音駅」 (鶴舞線) | 下車徒歩約15分 |
| ・市バス | 「柳橋」 | 下車徒歩約10分 |
| ・名鉄バス | 「下広井」 | 下車徒歩約2分 |

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。